



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（土木総務課）…………… 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（土木総務課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4

規 則

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第64号

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「備品」を「備品等」に改め、同条中「別表のとおりとする」を「別表第1に掲げるとおりとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例別表第6の備考2の実費に相当する規則で定める額は、別表第2に掲げるとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

空調利用料金

種 類	単 位	基 準 額	
陸上競技場	記者室	1時間までごとに	320円
	運営本部室	1時間までごとに	250円
	会議室	1時間までごとに	250円
	中継スタッフ控室	1時間までごとに	170円
	特別室	1時間までごとに	190円
	放送室	1時間までごとに	220円
	カメラマン室	1時間までごとに	190円
	ドーピングコントロール室	1時間までごとに	130円
	審判室	1時間までごとに	110円

	記録室	1時間までごとに	90円
	映像操作室	1時間までごとに	90円
管理事務所会議室	専用利用の場合	1時間までごとに	200円
南エントランス管理事務所多目的室	専用利用の場合	1時間までごとに	250円

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成26年11月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
身良来整骨院（鈴木智昌）	うるま市みどり町一丁目10番8号比嘉ハイツ102	平成26年9月11日
あずま鍼灸整骨院（奥間政彦）	うるま市石川一丁目41番9号	平成26年9月16日
おおしろ整骨院（大城健史）	豊見城市字高嶺87番地大城アパート103	平成26年9月17日
株式会社まなぶ（宮城正人）	豊見城市字渡嘉敷248番地103	平成26年9月25日
株式会社まなぶ（前田啓子）	豊見城市字渡嘉敷248番地103	平成26年9月25日

沖縄県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年11月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称の変更

指定施術機関の名称 (施術者の氏名)	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
あけみお整骨院 (金城哲司)	名護市港一丁目14番19号	名護市字宮里一丁目22番2号1階1号室	名護市港一丁目14番19号	平成26年10月1日

沖縄県告示第589号

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年11月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

本則（第29条第1項を除く。）中「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に、「甲は」を「発注者は」に、「乙が」を「受注者が」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「甲が」を「発注者が」に、「乙の」を「受注者の」に、「甲の」を「発注者の」に、「乙に」を「受注者に」に、「甲又は」を「発注者又は」に、「乙から」を「受注者から」に、「責に」を「責めに」に、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲若しくは」を「発注者若しくは」に、「乙（」を「受注者（」に、「甲及び」を「発注者及び」に改める。

第1条第1項中「請負者」を「受注者」に改め、「（以下「甲」という。）」及び「（以下「乙」という。）」を削り、同条第12項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項第1号中「乙又は」を「受注者又は」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第28条第3項中「甲乙協力」を「発注者と受注者は協力」に改める。

第29条第1項中「甲乙双方の責に」を「発注者と受注者のいずれの責めにも」に、「乙は」を「受注者は」に、「甲に」を「発注者に」に改める。

第35条第6項中「年2.9パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率」に改める。

第46条第2項及び第3項、第51条第3項並びに第55条中「年2.9パーセント」を「支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率」に改める。

別紙中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、平成26年12月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成26年11月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 処分をした年月日 平成26年10月30日
- 2 商号名 有限会社仲吉建設
- 3 代表者名 神谷繁雄
- 4 所在地 糸満市西崎二丁目40番13号
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第1837号
- 6 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 7 処分の原因となった事実 建設業法第7条第1号に該当する者がいない状態であった。また、同条第2号に該当する者が退職し、同号に該当する者が置かれていない状態であった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年11月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年12月3日 沖縄県指令土第1273号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷1307番1及び1308番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1522番地1 イーストコンフォート303号 知念 寿幸
- 5 検査済証番号 平成26年11月10日 第4149号
- 6 工事完了年月日 平成26年10月27日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--